

霞ヶ浦導水工事事務所管内施設見学受入要領

霞ヶ浦導水工事事務所

1. 施設見学について

霞ヶ浦導水工事事務所管内の施設見学につきましては、行政関係者（建設関係も含む）・教育関係者・一般の方などを対象としています。

なお、施設見学は、土日、祝祭日及び年末年始を除く平日（10:00～12:00、13:00～16:00）でお願いします。

2. 施設見学箇所について

施設見学は、霞ヶ浦導水工事事務所庁舎での説明は行わず、現地（那珂機場、桜機場、利根機場など）で事業概要説明を行います。

見学は、動きやすい服装でお越し下さい。ヘルメットは貸与しますが、必要に応じて長靴もご持参ください。

所要時間は1施設あたり、1時間～2時間程度は必要なため、1時間以内の見学依頼はお断りしています。詳細については、施設見学窓口へ確認をお願いします。

3. 現地説明について

現地集合とさせていただきます、現地で説明を行います。

説明内容については日本語のみで行います。外国からの見学者の対応は、施設見学の申請者側で通訳等の準備をお願いします。

4. 施設見学の申請について

施設見学を行うためには、霞ヶ浦導水工事事務所長の許可が必要となります。事前（原則として見学希望日の1ヶ月前）に施設見学窓口へ連絡の上、見学の2週間前までに申請書（別紙－1）を作成して郵送で提出願います。

なお、申請書について公的機関の場合は公文書で、民間団体の場合は代表者名で提出願います。

5. 施設見学窓口

霞ヶ浦導水工事事務所工務第一課が窓口となります。

住所：〒300-0812 茨城県土浦市下高津2-1-3

電話：029-822-3009 FAX：029-822-8865

6. 事故等の防止（保険加入等）について

霞ヶ浦導水工事事務所管内の施設見学は、事故・怪我等を防止するため、当事務所職員等の指示を遵守し、勝手な行動を取らないようにお願いします。

また、申請者側で保険に必ず加入頂くとともに、転倒、転落による事故・怪我等については自己責任となりますので申請者側の責任で対応をお願いします。

7. 施設見学の中止について

霞ヶ浦導水工事事務所では、地震・台風・集中豪雨等による防災業務等が生じた場合は施設見学を中止させていただきます。このため、申請書（別紙－1）には、連絡者として2名の名前と電話番号の記載を必ずお願いします。

8. 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設見学に際しては下記の感染防止策を実施していただくをお願いします。

- ① 当事務所職員等から非接触型体温計による検温を求められた場合にはそれに従うこと
- ② 当事務所職員等から手指消毒を行うよう指示があった場合にはそれに従うこと
- ③ 密な距離での会話や屋外でも大きな声を出さないなど、飛沫感染対策をすること
- ④ ごみは必要に応じてビニール袋に密閉して個人で持ち帰ること
- ⑤ 見学中に体調が悪くなった場合は速やかに事務所職員等に伝えること
- ⑥ 発熱者(37.5℃以上)の参加自粛措置を講じること
- ⑦ 咳、咽頭痛などの症状がある者の参加自粛措置を講じること

別紙－ 1（申請書）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省関東地方整備局
霞ヶ浦導水工事事務所長 様

〇〇〇〇〇〇（※組織名）
〇〇長 〇〇 〇〇
（※役職・氏名、押印省略）

施設見学について（依頼）

【※依頼文の参考例】

このたび、本学学生の教育指導のため（※目的を記載）、下記により施設見学の受け入れをお願いします。

なお、霞ヶ浦導水工事事務所管内施設見学受入要領の内容を理解し、遵守することを誓約します。

（※最後の「なお」書きの一文は必ず記載）

記

- 1 日 時 令和〇〇年〇月〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
- 2 場 所 国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所管内
- 3 参加者 〇〇〇〇〇〇（※参加部署や職種など）
〇〇人（参加者名簿を別途添付願います）
- 4 連絡者 役職・氏名 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

役職・氏名 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（※必ず2名記載）